

神奈川県山北町「砂利採取税」の更新

平成23年12月28日に神奈川県山北町から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 砂利採取税の更新の理由

山北町においては、山砂利及び川砂利の採取に起因する交通事情の悪化等に対応する諸施策を講ずるため、昭和57年に法定外普通税として「砂利採取税」を創設し、町道の整備等を図ってきたところである。

今回、平成24年3月31日をもって課税期間が満了するが、平成24年度以降においても砂利採取に起因する税源及び財政需要があると判断し、引き続き、砂利採取業者に対して原因者負担金的な見地から応分の負担を求めることとするものである。

2. 砂利採取税の概要

課税団体	神奈川県山北町
税目名	砂利採取税（法定外普通税）
課税客体	岩石及び砂利の採取
課税標準	採取量
納税義務者	砂利採取業者
税率	・採石法による岩石 … 10円/m ³ ・砂利採取法による砂利 … 15円/m ³
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）7.1百万円
課税免除等	なし
徴税費用見込額	（平年度）0.3百万円
課税を行う期間	5年間 （平成24年4月1日～平成29年3月31日）

担当：自治税務局企画課
黒川（23514） 対馬（23516）
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659